

No. **121**

2013.10

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



鉄の展示館



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 鉄の展示館

(埴科郡坂城町坂城 6313-2)

製造業の町として有名な坂城町ですが、そのルーツは刀匠の町「坂城」にあります。

昭和 38 年に人間国宝に認定された、故 宮入行平刀匠の功績を顕彰し、町の工業発展に大きく寄与した鉄の素材、加工技術の変遷を象徴するために、「鉄の展示館」が開館されました。

宮入一門の日本刀が展示されていますが、その美しさは世界中の人達を魅了することでしょう。

写真提供：(広報副部長 林 辰幸)



各都道府県庁行政書士会名簿

No.	事務局名	郵便番号	住所①	住所②	TEL	FAX	メールアドレス
1	北海道行政書士会	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西10-1-6	北海道行政書士会館	TEL 011-221-1221	FAX 011-281-4138	gyosei@mrd.biglobe.ne.jp
2	秋田県行政書士会	010-0951	秋田県秋田市山王4-4-14	秋田県教育会館4F	TEL 018-864-3098	FAX 018-865-3771	gn-akta@msd.biglobe.ne.jp
3	岩手県行政書士会	020-0024	岩手県盛岡市菜園1-3-6	農林会館5F	TEL 019-623-1555	FAX 019-651-9655	webmaster@iwate-gyosei.jp
4	青森県行政書士会	030-0966	青森県青森市花園1-7-16		TEL 017-742-1128	FAX 017-742-1422	aomori-kai@gyosei.or.jp
5	福島県行政書士会	963-8811	福島県郡山市方八町2-13-9	光建ビル5F	TEL 024-942-2001	FAX 024-942-2005	info@fukushima-gyosei.jp
6	宮城県行政書士会	980-0803	宮城県仙台市青葉区国分町3-3-5		TEL 022-261-6768	FAX 022-261-0610	miyagyou@cocoa.ocn.ne.jp
7	山形県行政書士会	990-2432	山形県山形市荒瀬町1-7-8	山形県行政書士会館	TEL 023-642-5487	FAX 023-622-7624	info@y-gyosei.jp
8	東京都行政書士会	153-0042	東京都目黒区青葉台3-1-6	行政書士会館1F	TEL 03-3477-2881	FAX 03-3463-0669	togyosei@crocus.ocn.ne.jp
9	神奈川県行政書士会	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町2	産業貿易センタービル7F	TEL 045-641-0739	FAX 045-664-5027	gyosei@kana-gyosei.or.jp
10	千葉県行政書士会	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-13-10	千葉県教育会館4F	TEL 043-227-8009	FAX 043-225-8634	gn-chiba@chiba-gyosei.or.jp
11	茨城県行政書士会	310-0852	茨城県水戸市笠原町978-25	開発公社ビル5F	TEL 029-305-3731	FAX 029-305-3732	info@ibaraki-gyosei.or.jp
12	栃木県行政書士会	320-0046	栃木県宇都宮市西一の沢町1-22	栃木県行政書士会館	TEL 028-635-1411	FAX 028-635-1410	gyosei-totigi@mail.gr9.or.jp
13	埼玉県行政書士会	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町3-11-11	埼玉県行政書士会館	TEL 048-833-0900	FAX 048-833-0777	sglsa@mtb.biglobe.ne.jp
14	群馬県行政書士会	371-0017	群馬県前橋市日吉町1-8-1	前橋商工会議所4F	TEL 027-234-3677	FAX 027-233-2943	office@gunma-gyosei.jp
15	長野県行政書士会	380-0836	長野県長野市南泉町1009-3	長野県行政書士会館	TEL 026-224-1300	FAX 026-224-1305	gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp
16	山梨県行政書士会	400-0031	山梨県甲府市丸の内3-27-5	山梨県行政書士会館	TEL 055-237-2601	FAX 055-235-6837	office@y-gyosei.jpn.org
17	静岡県行政書士会	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町2-113	静岡県行政書士会館	TEL 054-254-3003	FAX 054-254-9368	shizuoka@sz-gyosei.jp
18	新潟県行政書士会	950-0911	新潟県新潟市中央区笹口3-4-8	新潟県行政書士会館	TEL 025-255-5225	FAX 025-249-5311	info@niigata-gyosei.or.jp
19	愛知県行政書士会	461-0004	愛知県名古屋市中区葵1-15-30	愛知県行政書士会館	TEL 052-931-4068	FAX 052-932-3647	info@aichi-gyosei.or.jp
20	岐阜県行政書士会	500-8113	岐阜県岐阜市金園町1-16	NCリンクビル3F	TEL 058-263-6580	FAX 058-264-9829	honkai@gifu-gyosei.or.jp
21	三重県行政書士会	514-0006	三重県津市広明町349-1	いけだビル2F	TEL 059-226-3137	FAX 059-226-4707	gn-mie@mmc.biglobe.ne.jp
22	福井県行政書士会	910-0005	福井県福井市大手3-7-1	福井県協働ビル6F-604	TEL 0776-27-7165	FAX 0776-26-6203	gn-fukui@mtc.biglobe.ne.jp
23	石川県行政書士会	920-8203	石川県金沢市鞍月2-2	石川県織維会館3F	TEL 076-268-9555	FAX 076-268-9556	office@ishikawagyousei.org
24	富山県行政書士会	930-0085	富山県富山市丸の内1-8-15	余川ビル2F	TEL 076-431-1526	FAX 076-431-0645	gytmaebf@image.ocn.ne.jp
25	滋賀県行政書士会	520-0056	滋賀県大津市末広町2-1	滋賀県行政書士会館	TEL 077-525-0360	FAX 077-528-5606	shigakai@gyosei-shiga.or.jp
26	大阪府行政書士会	541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町1-7-7	ランズ瓦町ビルディング4F	TEL 06-6231-7077	FAX 06-6231-7080	info@osaka-gyoseishoshi.or.jp
27	京都府行政書士会	615-0022	京都府京都市右京区西院平町25番	ライフプラザ西大路四条7F 7010号室	TEL 075-343-5050	FAX 075-344-6630	info@kyoto-shoshi.jp
28	奈良県行政書士会	630-8241	奈良県奈良市高天町10-1	(株)T.Tビル3F	TEL 0742-95-5400	FAX 0742-26-6400	gyosei@gyoseinara.or.jp
29	和歌山県行政書士会	640-8155	和歌山県和歌山市九番丁1	中谷ビル2F	TEL 073-432-9775	FAX 073-432-9787	waka_gyosei@galaxy.ocn.ne.jp
30	兵庫県行政書士会	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通5-2-16	イトーピア栄町通ビル	TEL 078-371-6361	FAX 078-371-4715	gyoseishoshi@hyogokai.or.jp
31	鳥取県行政書士会	680-0845	鳥取県鳥取市富安2-159	久本ビル5F	TEL 0857-24-2744	FAX 0857-24-8502	gn-tottori@lime.ocn.ne.jp
32	島根県行政書士会	690-0887	島根県松江市殿町2番地	第2分庁舎内	TEL 0852-21-0670	FAX 0852-27-8244	clerk@kyoninka.or.jp
33	岡山県行政書士会	700-0822	岡山県岡山市北区表町3-22-22	岡山県行政書士会館	TEL 086-222-9111	FAX 086-222-9150	jimukyoku@okayama-gyosei.or.jp
34	広島県行政書士会	730-0037	広島県広島市中区中町8-18	広島クリスタルプラザ10F	TEL 082-249-2480	FAX 082-247-4927	gn-hirosima@mua.biglobe.ne.jp
35	山口県行政書士会	753-0048	山口県山口市駅通り2-4-17	山口県林業会館2F	TEL 083-924-5059	FAX 083-924-5197	gn-yamaguti@msi.biglobe.ne.jp
36	香川県行政書士会	761-0301	香川県高松市林町2217-15	香川県産業顕彰センター4F	TEL 087-866-1121	FAX 087-866-1018	gyosei-gyomu@k-gyosei.net
37	徳島県行政書士会	770-0939	徳島県徳島市かちどき橋1-41	徳島県林業センター4F	TEL 088-626-2083	FAX 088-626-1523	gn-tokushima@ked.biglobe.ne.jp
38	高知県行政書士会	780-0935	高知県高知市旭町2-59-1	アサヒプラザ2F	TEL 088-802-2343	FAX 088-873-4447	info@kochi-gyosei.jp
39	愛媛県行政書士会	790-0877	愛媛県松山市錦町98-1	愛媛県行政書士会館	TEL 089-946-1444	FAX 089-941-7051	ehime@e-gyosei.or.jp
40	福岡県行政書士会	812-0045	福岡県福岡市博多区東公園2-31	福岡県行政書士会館	TEL 092-641-2501	FAX 092-641-2503	gn-fukuoka@mrh.biglobe.ne.jp
41	佐賀県行政書士会	849-0937	佐賀県佐賀市錦島3-15-23	佐賀県行政書士会館	TEL 0952-36-6051	FAX 0952-32-0227	sagaslct@orange.ocn.ne.jp
42	長崎県行政書士会	850-0031	長崎県長崎市桜町3-12	中尾ビル5F	TEL 095-826-5452	FAX 095-828-2182	info@gyosei-nagasaki.com
43	熊本県行政書士会	862-0956	熊本県熊本市水前寺公園13-36	大分県住宅供給公社ビル3F	TEL 096-385-7300	FAX 096-385-7333	gn-kumamoto@mud.biglobe.ne.jp
44	大分県行政書士会	870-0045	大分県大分市城崎町1-2-3	新井ビル2F	TEL 097-537-7089	FAX 097-535-0622	otta7089@kjb.biglobe.ne.jp
45	宮崎県行政書士会	880-0013	宮崎県宮崎市松橋1丁目2-18	KSC鴨池ビル202	TEL 0985-24-4356	FAX 0985-29-4195	jimu00@mz-gyousei.org
46	鹿児島県行政書士会	890-0062	鹿児島県鹿児島市与次郎2-4-35	鹿島川行政書士会館	TEL 099-253-6500	FAX 099-213-7033	kgyosei@po.minc.ne.jp
47	沖縄県行政書士会	901-2132	沖縄県浦添市伊祖4-6-2	沖縄県行政書士会館	TEL 098-870-1488	FAX 098-876-8411	gyousei@rice.ocn.ne.jp

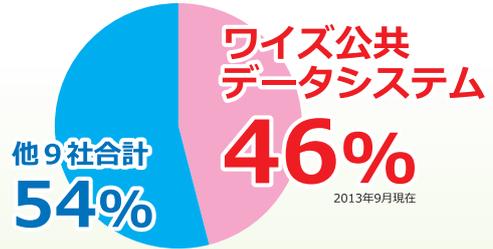


長野県内
経営状況分析申請 ご利用

おかげさまで

民間分析機関
受付実績

No.1
2013年9月現在



ワイズ公共データシステム株式会社の 経営状況分析



NEW



分析料金をコンビニで支払
結果通知書をコンビニで受取

標準コースでもコンビニ受取が
ご利用いただけるようになりました

ワイズ公共データシステムの
経営状況分析

1

業界最安 分析料金
9,000円～
システムユーザ等の
条件無しコースの場合

2

経審評点シミュレーション
経審・許可等申請書類作成
建設業ソフトが無料

インストール後1年間は無料。ワイズ公共データシステムへの年間3件の
分析申請により翌年からも無料。

3

便利な電子申請
77%の申請が電子申請です
2013年9月現在

国土交通省登録 経営状況分析機関
登録番号 4

ワイズ公共データシステム株式会社

本社 / 〒380-0815 長野市田町2120-1 TEL 026-232-1145

ワイズ公共

検索

北海道営業所 / 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目1番地1 23山京ビル7階 TEL 011-802-7685
大阪営業所 / 〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目4番16号 オフィスポート内本町3階 TEL 06-6948-6615
福岡営業所 / 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-4-8 ダウインチ博多シティ3階 TEL 092-292-8101

目 次

会長のページ	・	2
各部・委員会 活動報告	・ 総務部	4
	・ 農林部	5
	・ 国際部	6
	・ 広報部	7
	・ 法規監察部	7
	・ ADR特別委員会	8
業務資料	・ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の 解釈運用基準」の変更について	10
	・ 国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について	11
	・ 納税証明書のオンライン請求について	14
	・ 破砕施設における破砕機の設置・変更に係る取扱いについて	17
	・ 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の 取扱いに関する通達について	19
	・ 長野県内の最低賃金のおしらせ	24
第24回「全国女性行政書士交流会INさいたま」へ参加して	・	27
お知らせ	・ 「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の様式改訂に伴う 無償差し替え等の取扱いについて（通知）	28
	・ DVDの注文	33
	・ 行政書士PRパンフレットの注文	33
	・ 斡旋物一覧	33
会議報告	・	34
会員の動き	・ 入会 ・ 退会 ・ ご逝去	40
編集後記	・	40

会長のページ



平成25年10月
会長 山崎 隆二

行政書士は ひとつ

「行政書士ながの」120号で、私は行政手続の円滑な実施と権利義務・事実証明手続を含めて国民の利便に資するためには、行政書士制度だけでは完結できず、国内の士業がそれぞれの職務範囲内においてそれぞれの職務を尊重して連携し、共存共栄の精神で仕事を紹介し合い、日本流の上質な国民サポートを展開することに意識を団結することが大切であることを述べました。

また、これを可能にするためには、対外的には行政書士制度の社会的認識度向上、対内的には会員の能力担保の向上が必要であることを述べました。

この基本理念に立ち、行政書士は全会員がひとつに結集して、制度の目的に向かう必要があり、支部とか単位会とかの視点だけであってはなりません。

長野県行政書士会では、平成25年度からは次のように会の運営を展開しています。

[各種研修会の県本会主導と支部との共催]

県本会の業務部と支部担当者の会議を開催し、県下のニーズを把握して年間計画を立案し、長野一極だけでなく、各種研修会をできるだけ県下複数地域で開催することにより、会員の研修参加機会の均等化と内容の均質化を図る取り組みを行っています。さらに、各支部で行う研修会もできるだけ県本会と共催し、長野県行政書士会全体がひとつになって会員の能力担保と倫理の向上に取り組んでいます。

今後は、日本行政書士会連合会が作成した各種研修教材も会員の共通知識として活用していく必要があります。

[研修参加者へのメリット付与]

各種研修会に積極的に参加する会員にはそれなりのメリットを付与する必要性があるとの観点から、前年度からは様々な取り扱いを検討しています。例えば国交省補助事業の賃貸住宅に関する相談会にはADR研修修了者が専属で担当していますし、25年度は金融機関と共催する研修会に参加した場合に当該会員の名簿を金融機関に紹介することを実施します。

また、23年度に導入した「会員管理システム」（諸表の電算システム）により、法定業務研修その他の研修会の年間参加記録を保存して、参加者へのメリット付与を検討します。

[官公署部局との信頼を深める積極的な活動]

25年度から各業務部正副部長と部員に名刺を配布し、官公署部局を積極的に訪問してもらい、情報交換や手続の向上に向けた話し合いを通じて信頼関係を深める活動を展開しています。また、官公署や団体との合同研修会や講師依頼等を通じて、行政書士制度の社会的認識度の向上を図る活動を同時に展開しています。

さらに、他士業・他団体との意見交換会や講演会の共同開催などの連携も今後一層進めていく計画です。

[会員の品位保持と職業倫理の向上のための活動]

行政書士制度が今以上に他士業と連携し共存共栄しつつ日本社会に定着できるためには、会員の能力担保向上とともに、会員の品位保持、特に市民に対する言葉遣いにはじまり誠実な業務遂行と適正報酬の請求といった品位の保持と、決して違法・脱法行為をしない職業倫理の向上が欠かせません。

25年度は、法定業務研修や各種会議・研修会において必ず職業倫理に関する内容を盛り込むよう指導し、各業務部で実践していますが、散見される会員の綱紀や非行政書士の監察案件に対しては今まで以上に毅然とした対応で臨みます。

[会員の平等と利便そして国民サポートへ]

会員のみなさんからは一律に年7万2千円の県本会費をいただいておりますが、各支部への交付金は会員一律に配分されていません。これには支部交付金制度の歴史的背景もありますが、平等性が重視される昨今においては是正が必要です。

この観点から、各支部への交付金を会員一人当たり全ての支部で同額にすることを理事会に提案し、承認を得た上で26年度から実施する方向です。

また、この時代においては、各会員が県会費、支部会費、専門部会費を別々に支払っている状況を改善し、県会費への一本化による会員の会費支払負担の軽減と、支部の会費徴収事務軽減による支部業務の負担軽減を図ることが必要です。

さらに、現在は不確定ながらも、将来的な日行連の会費値上げも視野に置いた体制を今から構築しておく必要もあります。

私のこうした視点は、各種研修会を県下各地で、しかも県本会と支部が「協同」して行う必要があるとの理念と連動するものであり、支部独自の活動は尊重しつつも、支部とか単位会とかの視点だけではなく、また「地方分権と中央集権」といった対立軸ではなく、行政書士がひとつのライセンス制度として、会員が一丸となって活動する必要があるとの理念と連動するものです。そしてこのことこそが会員に利益をもたらす、国民サポートの一翼を担う行政書士としての役目を果たすものと信じます。

総務部の活動報告

総務部長 山本 準一

会員各位には、本会会務運営につきましてご理解ご協力を戴いておりますことに感謝申し上げます。

さて、今年度総務部における事業計画の進捗状況につきましてご報告いたします。先ず会館維持管理に関しまして、以前から会館各階のトイレ内の臭気が気になるとのご指摘を頂いておりました。早速、業者に再度点検をお願いし、改修工事を行い悪臭が発生しない措置を施すことが出来ました。

また、会館の有効利用を図るため、殆ど使用されていない2階の相談室の1室に応接セットを設置し、来客用の応接室として兼用できるようにしました。



次に会則規程の見直しでは不公平感が否めない「支部交付金交付規程」の改定を本年度内に行いたいと思います。それにより各支部間では本会からの均等な利益享受となり、さらには本会費と支部会費の一括徴収に向け弾みがかかるものと思われれます。

そして今年度からは従来単独開催しておりました「倫理コンプライアンス研修会」を「法定業務研修会」のカリキュラムに折り込んで開催いたします。その他各研修会の中でも短時間ではありますが行ってもらおうとのことで各部の役員さんにはご協力願っております。

いずれにしましても、大変重要な位置付けであります「倫理コンプライアンス研修」を多くの会員に受講してもらわなければなりません。

根本的には、今までの「研修会」というステージよりも倫理、コンプライアンス、業際問題、職務上請求書の使い方といった「リテラシー」と共に「教育的指導」を徹底すべきであろうかと思料されます。

最後に、このところ本会に寄せられます苦情問題や監察問題が頻発しており、処分対象となる事案が急増しております。今まで以上に会員各位の綱紀粛正を切にお願い申し上げる次第であります。

農林部の活動について

農林部長 若林 政夫

本年度より部会組織の見直しを行い、従来の農林建設部が農林部と建設部に分割されました。会員の皆様には、従前同様に当部の活動につきまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

当部の今年度の事業計画の内、特に力を入れて参りたいことは、会長の活動指示（ミッション）でもありますが①県市町村、国の機関、関係団体への対応、具体的には県の農政部（農業政策課農地調整係）を随時訪問し、交流を深める活動を展開し、情報の収集、会員への通知、研修会の開催等を行う。②各支部の支部長、農地担当部会長の御協力を得て、研修会を2以上の会場設定でおこない、会員の機会均等に配慮する。③農林部の守備範囲は農地だけに限らないので、土地関連の業務（開発行為申請、占用・自営工事申請、河川法・砂防法関係申請等）についても研修会を開催する。④委任状添付の推進、コンプライアンスの徹底、であります。

すでに実施しました事業としまして

- 1、平成25年7月23日、松本市あがたの森文化会館にて建設部との共催で支部担当者連絡会議を開催致しました。各支部の部会長より大変貴重なご意見を頂戴し、今後の農林部の研修を行っていくうえで参考となりました。また、同席上で非行政書士排除のために各窓口におくプレートを本会費用で作成、各支部へ交付願いたい、とのご意見をいただきました。監察部との関連性もありますが、先般の理事会その後の政連幹事会においても前向きに検討されているところであります。
- 2、平成25年9月20日、県庁農政部農業政策課を会長他農林部3名で訪問し、ホットな情報提供の依頼、農地法許可申請書の欄外に行政書士欄を設けて欲しい、各地方事務所単位で農地法申請の添付書類に差が大きすぎるのでできる限り統一できないか、1種農地の太陽光発電についての見解等について意見交換を行いました。

次に今後の当部の事業計画につきましては以下の通りです。

- ① 昨年に続き「農地法関連等の事例研修会」を県内2～3会場にて開催します。11月27日（水）伊那市の伊那図書館にて第1回目の開催については決定しており、2回目は平成26年1月末～2月初、佐久支部管内にての開催、3回目は未定ですが、松本又は長野にての開催を予定しております。

前々年度から実施し、参加した方には好評でありました図面作成に関する研修につきましては事例（特にトラブル事例）として、この研修会の中で取り上げていきたいと思えます。

- ② 25年度内に県農業政策課農地調整係の担当者を講師とする研修会の開催。
- ③ 支部担当者会議の中で要望のありました開発行為申請に関する研修会を上記②と併せて開催。

会員の皆様が取り組んでおります許認可業務の中でも、農地法関連業務を手掛けている会員の皆様が非常に多いことから鑑み、有意義な実務研修会を開催してまいりたいと思えますので皆様のご協力をお願い申し上げます。

国際部 活動報告とこれからの行事の予定

前期の林辰幸部長を引き継ぎ、国際部長に就きました伊那支部の吉田です。各専門部の組織再編に伴い国際部も3名体制になりましたが、入管・国際業務の実務に長けた赤羽副部長（諏訪支部）と三浦部員（松本支部）に支えていただき、共に任期を務めてまいります。

研修会は、長野支部の中山国際部会長の企画で8月に国際部と支部の共催事業として行い、9月には入管実務研修会の考査対策勉強会を上田市で開催しました。

この会報がみなさんのお手元に届くころには、東京入管長野出張所長と長野地方法務局戸籍課長を講師にお招きしての研修会も実施されている予定なので、その内容などは次の機会にご報告できると思います。

これからの研修会の予定ですが、11月15日に考査対策勉強会と情報交換を兼ねたパネルディスカッションの二部形式の研修会を諏訪市で開催します。この研修会は山梨会国際業務部との共催で行い、山梨会のみなさんとの懇親会も催したいと考えています。

12月には松本支部の天野国際部会長の企画で、東京から講師をお呼びして支部と共に研修会を開催し、来年3月には関地協各单位会の国際部員の方々にもお越しいただき、長野会国際部の恒例行事となりました事例研究会を行います。

研修会以外では、外国籍住民向け無料相談会を計画していますので、次号で実施報告ができればと思っています。



平成25年度広報部会 経過報告及び予定

経過報告

- 6月13日 第1回広報部会開催。於 行政書士会館
年間予定の事業計画、会報の担当者、今後の課題等の決定。
- 7月6日 県ホームページの不具合その他について、HP作成業者との交渉。
県のHPのタイトル名が読み取れないとの指摘により、修正の交渉及びHPの有効活用の方法を出来るよう提案するため訪問。
- 7月16日 会報発行のコストダウン、有効活用に関する協議。
印刷方法、紙質等を印刷業者と協議のため訪問。
- 7月21日 県HPに出来るだけ予算をかけずに“機能”の追加をし、会員のHPの保有率を増やすための交渉に再度HP作成業者を訪問。
- 7月31日 会報「行政書士 NAGANO」第120号の発行。
- 8月2日 第2回広報部会 於 松本支部事務局
会報121号の掲載内容、10月開催の広報月間について、ラジオ放送のCMについて開始等の決定。屋外広告看板の各支部からの報告（文言、デザイン設置場所等）。先の印刷業者との協議報告と会報誌の裏表紙等の活用（広告掲載）する提案。HP作成業者参加により機能追加やインターネット活用の説明を聴く。
- 9月1日 SBCラジオによるCMの開始。毎週日曜日16：00から18：00
「武田徹の日曜音楽夢工房」20秒づつ3回。5パターンをローテーション。翌年1月まで。
- 10月31日 会報「行政書士 NAGANO」第121号の発行。

今後の予定

- 11月初旬 第3回広報部会開催。於松本支部事務局
- 翌1月31日 会報「行政書士 NAGANO」第122号の発行。
- 翌1月下旬 第4回広報部会開催 開催場所未定。
- 翌3月31日 会報「行政書士 NAGANO」第123号の発行。

※ なお、都合により臨時に部会を開催する場合があります。個々の取材及び業者訪問等の活動につきましては、掲載していません。

法規監察部事業実績・予定

平成25年8月26日

法規監察部各支部担当者会議・・本年度事業計画および各支部要望および現状

平成25年9月27日～

会員名簿作成および発送

平成25年10月1日～10月31日

行政書士広報月間・・電話無料相談（10月4～6日）
各支部広報月間行事

平成25年11月～

法規監察関係先例事例等の研究および会員向公開（実施予定）

ADR特別委員会の活動報告

ADR 特別委員会
委員長 荻原 政吉

長野県行政書士会員の皆さま、本年度上半期のADR特別委員会への事業のご参加又ご協力を頂き誠にありがとうございます。おかげ様で、年度当初の事業計画が概ね滞りなく進んでいますことをご報告申し上げます。

ADR 特別委員会の事業

- 1、ADR 手続実施者任命者（中上級者）研修を実施する
- 2、ADR 機関認証申請準備をおこなう
（ADRセンター規則等作成、日行連研修等参加、県弁護士会と協議再開、法務省と認証申請事前相談等）
- 3、国土交通省・住宅セーフティネット基盤強化推進事業補助金を申請し、手続実施者による敷金返還等の相談事業を実施する
- 4、各支部の同意を得て、支部無料相談会の相談員としてADR手続実施者が参加する

1、ADR 機関認証後の調停員の養成を目的に、ADR 手続実施者任命者の研修会を年度内6回に渡り実施しています。既に第1回から第3回が終了しています。7月29日にはスキル研修会として「敷金返還と原状回復」及び関係ロールプレイを実施。第2回では専門講座として「民法の考え方と具体的事件処理の要点」と題して信州大学法科大学院の教授である池田秀敏先生に講義頂きました。この研修会の参加は手続実施者のみでなく、広く行政書士会員の方々へオープン参加頂きました。今回は講義室に入れなほどの盛況で、今後も出来る範囲で会員のオープン参加を呼びかけていきたいと思っております。第3回はADR機関の取り扱う予定である外国人関係・自転車事故関係の専門研修を基礎知識とあわせロールプレイも行いました。

2、ADR 機関認証申請準備の現在の状況をご報告いたします。まずは、ADRセンター規則等の作成につきましては、取り扱い分野を日行連、日弁連の協定4分野を想定した内容で一通り完了しています。その中で弁護士との協定を必要としている条項について現在、長野県弁護士会と協議を行っています。先日9月19日に第3回の協議が弁護士会館で行われました。協議の席では毎回ADRの協定以前の問題として「弁護士法違反の懸念がある行政書士が見受けられる」と言う指摘を受けます。この件に関しては各部、各支部においてコンプライア

ンスの徹底を図るよう強くお願いしたいところであります。まずは信頼関係の構築から我々行政書士会での取り組みを丁寧に説明し、今後も真摯に協議を進めて行きたいと思っています。

3、国土交通省・住宅セーフティネット基盤強化推進事業につきましては、昨年同様に今年度の補助金申請も完了し採択を受けました。事業開始に先立ちスキル研修会として「敷金返還と原状回復」の国交省住宅局制作のガイドラインの確認及び関係ロールプレイを実施。現在、ADR 手続実施者養成（上級）研修修了者の相談員による敷金返還等の相談事業を実施しています。実施内容は8月から来年の3月まで月1回（隔月4地区）に各地域（支部単位）8地区に2名の割合で相談にあたります。9月末現在2回の相談会に13名の相談者が訪れました。今後も市民の賃貸住宅に関する悩みに応えていきたいと思っております。

4、事業計画にある「支部無料相談会の相談員としてADR 手続実施者が参加する」件につきましては、上記3、の事業とあわせADR 手続実施者任命者の調停スキルを生かし、各相談会に活用又協力することも具体的に考えて行きたいと思っております。

以上、ADR 特別委員会の上半期の活動報告と現在の状況をお伝えいたしました。



業 務 資 料

日行連発第 597 号
平成 25 年 9 月 12 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次
第 一 業 務 部
部 長 矢 野 浩 司

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」の変更について

今般、警察庁より、平成 25 年 10 月 1 日施行の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の解釈運用基準を変更する「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」（平成 25 年 8 月 27 日付け警察庁丙保発第 16 号、丙少発第 18 号）が示達されましたので、お知らせいたします。

また、旧解釈運用基準（平成 22 年 7 月 9 日付け警察庁丙保発第 14 号、丙少発 22 号別添。以下同じ。）からの変更の要点をまとめた「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」の変更について（通知）」（平成 25 年 8 月 27 日付け警察庁丁保発第 121 号）も通知されておりますので、併せてお知らせいたします。

つきましては、下記のとおり、該当資料が掲載された警察庁ホームページのアドレスをご案内いたしますので、各単位会におかれましては、所属会員への周知方についてご協力をいただけますようお願いいたします。なお、当該情報については、日行連会員ホームページにも掲載を予定しておりますので、ご承知置きください。

記

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」
（平成 25 年 8 月 27 日付け警察庁丙保発第 16 号、丙少発第 18 号）

<http://www.npa.go.jp/pdc/notification/seian/hoan/hoan20130827-1.pdf>

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」の変更について（通知）」（平成 25 年 8 月 27 日付け警察庁丁保発第 121 号）

<http://www.npa.go.jp/pdc/notification/seian/hoan/hoan20130827-2.pdf>

以 上

事 務 連 絡

平成25年9月30日

都道府県行政書士会 担当者 様

国土交通省土地・建設産業局
不動産市場整備課

「国土利用計画法に基づく事後届出制の
周知徹底等について（依頼）」に関するお願い

平素より、土地行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、国土交通省では、10月を土地月間と定めて各種の広報活動を行っており、土地・建設産業局不動産市場整備課においても、同制度に関するポスター及びリーフレットを作成し、普及・啓発活動を行っております。

つきましては、先日送付致しましたポスター及びリーフレットを貴会会員に周知していただきますようお願いいたします。また、同制度については、国土交通省ホームページ（http://tochi.mlit.go.jp/02_04.html）に掲載予定で、ポスター等のダウンロードが可能となっております。

お忙しいところ恐縮ですが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

担当

国土交通省土地・建設産業局

不動産市場整備課 播磨、的場

TEL：03-5253-8382（直通）

FAX：03-5253-1579

E-mail：landuse2@mlit.go.jp

都市計画区域外

10,000m²以上



市街化区域以外の
都市計画区域

5,000m²以上



市街化区域

2,000m²以上



一定面積以上の土地取引には
国土利用計画法に基づく

届出が必要です!

届出期限は、契約締結日を含めて2週間以内です。

届出は、市町村長を経由して都道府県知事又は
政令市長に対して行います。

届出がなされた土地について利用目的の審査が行われます。

届出をしなかった場合は、罰せられます。

詳しくは土地の所在地の都道府県または政令市にお問い合わせ下さい。



国土交通省

http://tochi.mlit.go.jp/02_04.html

ご存じでしたか？

届出制度

Q&A

Q1 国土利用計画法の届出制度とは何ですか？

A 適正かつ合理的な土地利用の確保を図るための制度です。

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届出制を設けています。

Q2 届出の必要な土地取引と、届出事項について教えてください。

A 一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合に、土地の利用目的などについて届け出る必要があります。

届出の必要な土地取引については、一定面積以上 ※1の大規模な土地について、土地売買等の契約 ※2(対価の授受をともなう土地に関する権利の移転または設定をする契約)を締結した場合に、届出が必要です。

※1 一定面積以上の土地

イ) 市街化区域：2,000㎡以上
ロ) イを除く都市計画区域：5,000㎡以上
ハ) 都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上
なお、個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合には、個々の取引ごとに届出が必要です。

※2 土地売買等の契約

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権の譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡 など
なお、これらの取引の予約である場合も含まれます。

届出事項については、(1)契約当事者の氏名・住所等、(2)契約締結年月日、(3)土地の所在および面積、(4)土地に関する権利の種類および内容、(5)土地の利用目的、(6)土地に関する対価の額などです。

Q3 届出は誰が行うのですか？ また、届出はいつまでに、どこで行えばよいのですか？

A 土地に関する権利の取得者が2週間以内に市・区役所、町村役場へ届け出なければなりません。

届出は、土地に関する権利の取得者(買主等)が行います。

契約(予約を含みます。)を締結した日を含めて2週間以内(たとえば、水曜日に契約を締結したら、翌々週の火曜日まで)に、土地の所在する市・区役所、町村役場の国土利用計画法担当窓口へ届け出てください。

※届出期間の最終日が行政機関の休日(土日、国民の休日、十二月二十九日～翌年一月三日)である場合には、特例として、休日の翌日(次の開庁日)が期限となります。

※注視区域・監視区域に指定されている地域における土地取引の届出については、契約(予約を含みます。)の6週間前に届出が必要です。詳しくは土地の所在する都道府県・政令市の国土利用計画法担当課または最寄りの市・区役所、町村役場へおたずね下さい。

Q4 届出をしないとどうなりますか？

A 届出をしないと法律で罰せられます。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

日行連発第 721 号
平成 25 年 10 月 9 日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
第一業務部
部長 矢野 浩司

納税証明書のオンライン請求について

今般、国税庁より納税証明書のオンライン請求の際、証明書を窓口で受け取る場合に限り電子署名や電子証明書の送信が不要になったことについての周知依頼がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等についてご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本案内は「月刊日本行政」11月または12月号にも掲載の予定です。

記

〔別紙〕

「納税証明書のオンライン請求がとっても便利になります。」

〔参考〕

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

以上



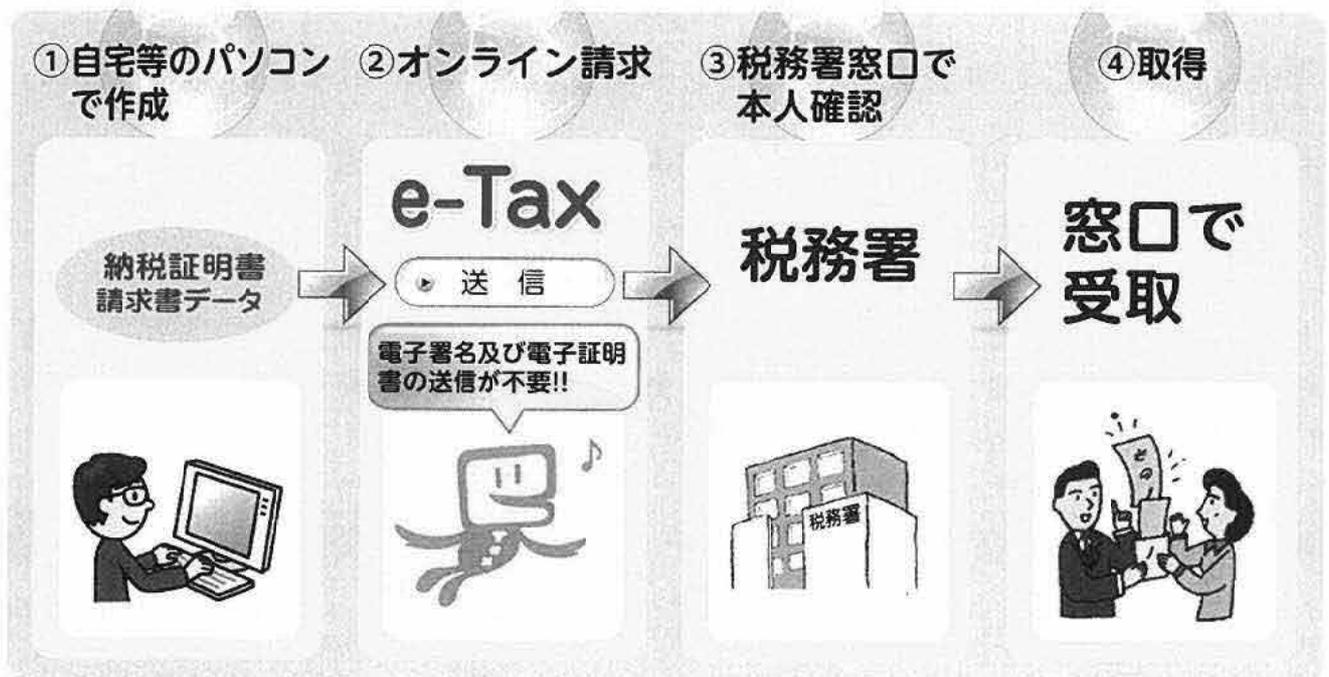
納税証明書のオンライン請求が とっても便利になります。

請求は自宅等の
パソコンから

税務署窓口で納税証明書を受け取る場合、自宅等からのオンライン請求に、電子証明書やICカードリーダーライターが不要になります。

(平成25年10月1日から開始)

納税証明書交付請求書の作成に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。



※代理人による請求書データの送信と納税証明書の受取も可能です(代理人による受取には委任状が必要となります)。受取の際には、本人(代理人)であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)をご持参ください。なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かります。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

オンライン請求のメリット

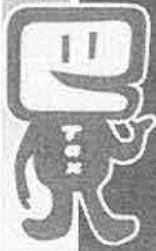


- ① 手数料が安価です。1税目1年度1枚370円(通常400円)
- ② 窓口で書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け取れます。(当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)

● 詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。



その他の「納税証明書オンライン請求・発行手続」



本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、郵送または電子ファイルで受け取ることができます。

① 郵送で書面受取（別途郵送料がかかります。）

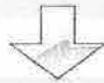
② e-Taxで電子納税証明書（電子ファイル）をダウンロード（ダウンロードした電子ファイルは期限内であれば何度でもお使いいただけます。）

（注）あらかじめ、提出先に電子納税証明書（電子ファイル）の提出が可能か確認してください。

e-Taxを利用して納税証明書交付請求書を作成

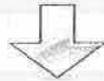
郵送受取を希望する方は、書面交付用の請求書を作成し、受取方法を選択してください。

作成に当たっては、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）のe-Taxソフト（WEB版）をご利用ください。

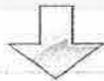


作成した納税証明書交付請求書に電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信

送信後、メッセージボックスに格納される受信通知で、正常に受信されたことを必ず確認してください。



メッセージボックスに格納される「交付（発行）準備が整った」旨の通知を確認 納税証明書の作成状況、受付番号、納付番号、確認番号、手数料等を確認してください。



郵送受取

インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料と郵送料を電子納付すると、税務署から納税証明書が郵送されます。

電子納付の際に、納付番号、確認番号等が必要になります。



電子取得

インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料を電子納付すると、電子納税証明書（電子ファイル）のダウンロードが可能となります。

電子納付の際に、納付番号、確認番号等が必要になります。



※インターネットバンキングやATM等の利用に当たり、利用のための手数料が必要となる場合がありますので、あらかじめ利用する金融機関にご確認ください。

e-Taxの利用可能時間▶月曜日～金曜日、8時30分～24時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ ▶ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」TEL.0570-01-5901（e-コクセイ）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

リサイクル適性
この印刷物は、印刷済の紙へリサイクルできます。



25 廃対第 210 号
25 廃監第 46 号
平成 25 年（2013 年）10 月 11 日

長野県行政書士会会長 様

長野県環境部廃棄物対策課長
長野県環境部廃棄物監視指導課長

破碎施設における破碎機の設置・変更に係る取扱いについて（依頼）

貴会におかれましては、日頃から本県の廃棄物行政に御理解、御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、本県におきましては、破碎施設の無許可設置、無許可変更等の不適正な事案が近年散見されていることから、破碎機の設置、変更等に係る取扱いについて改めて別紙写しのとおり、破碎機を設置する廃棄物処理施設設置者及び産業廃棄物処理業者あてに通知しました。

つきましては、これについて御了知いただくとともに、貴会会員又は事業者から破碎機等に係る相談等がありました場合には、地方事務所へ相談するよう御助言いただきますようお願いいたします。

長野県環境部廃棄物対策課廃棄物審査係 課長：豊田雄三 担当：西尾文雄 TEL：026-235-7164 FAX：026-235-7259 E-mail：haikibut@pref.nagano.lg.jp	長野県環境部廃棄物監視指導課 課長：宮村泰之 担当：倉石雅彰 TEL：026-235-7203 FAX：026-235-7259 E-mail：kanshi@pref.nagano.lg.jp
---	---

25 廃対第 210 号
25 廃監第 46 号
平成 25 年（2013 年）10 月 11 日

廃棄物処理施設設置者
産業廃棄物処理業者 様



長野県環境部廃棄物対策課長
長野県環境部廃棄物監視指導課長

破碎施設における破碎機の設置・変更に係る取扱いについて（通知）

日頃から廃棄物の適正処理につきまして御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本県におきましては、破碎施設の無許可設置、無許可変更等の不適正な事案が近年散見されております。

つきましては、本県における破碎機の設置、変更等に係る取扱いについて改めて下記に示しますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守した申請、届出等がなされるよう、御注意ください。

記

1 破碎機の設置（追加）について

- (1) 既に破碎機が設置されているところに、処理能力 5 t / 日以下であっても破碎機を追加する場合には、廃棄物処理施設の設置又は変更許可申請が必要となる場合があります。
- (2) 既に破碎機が設置されているところに、「前処理」、「後処理」等の呼称で破碎機を追加する場合にも、廃棄物の一連の処理工程とみなされれば、通常、産業廃棄物処理施設の変更又は設置許可申請が必要となります。

2 破碎機の修理、入替えについて

- (1) 複数の破碎機を設置している場合には、いずれの破碎機の入替え（更新）も、設置又は変更許可が必要になります。
- (2) 破碎機の中核をなす部分（回転刃、破碎刃、ハンマー等）を修理する場合で、構造に変更が生じるときは、能力に変更がなくとも事前の変更許可が必要になります。

3 その他

- (1) 廃棄物処理施設に係る変更等の許可の要否や、処理能力の判定、破碎機の中核をなす部分の解釈等は、事前に地方事務所環境課へ確認してください。
- (2) 破碎施設の現行の許可証については、許可対象となる破碎機を明確にするために、地方事務所職員が現場を確認の上で、破碎機の型番、処理能力等を記載し再発行することとしていますので御承知おきください。
- (3) 無許可で破碎施設を設置又は変更した場合には、原則として行政処分の対象となります。

日行連発第 752 号
平成 25 年 10 月 17 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
第一業務部
部長 矢野 浩司

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いに関する通達について

平成 25 年 10 月 1 日付で大臣官房地方課長及び北海道局予算課長より各地方整備局総務部長及び北海道開発局事業振興部長に宛てて、別紙の通達が発信されました。

平成 8 年 10 月 1 日から平成 25 年 10 月 1 日の前日までの間に締結した工事請負契約等に基づき平成 26 年 4 月 1 日の施行日以後に当該契約にかかる課税資産の譲渡等を行う場合、当該課税資産の譲渡等については改正前の税率が適用されることとされたことに基づく、地方整備局及び北海道開発局の所掌する工事等についての取り扱いをお知らせするものです。

各単位会におかれましては、ご参考までに所属会員にも本件を周知されますよう、よろしくお願い申し上げます。

<添付>

(平成 25 年 10 月 1 日付け 国地契第 33 号・国北予第 23 号)「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて」

国地契第33号
国北予第23号
平成25年10月1日

各地方整備局 総務部長
北海道開発局 事業振興部長 あて

大臣官房地方課長
北海道局予算課長
(公印省略)

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。第3を除き、以下「消費税法改正法」という。）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。第3を除き、以下「地方税法等改正法」という。）が平成24年8月22日に公布され、消費税法改正法第2条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第1条の規定に基づく地方消費税の税率の改正が平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行されることとされている。

これにより、施行日以後に国内において事業者が行う課税資産の譲渡等に、改正後の税率による消費税及び地方消費税（消費税と地方消費税とを合わせた税率は8パーセント）が課されることとされたところであるが、消費税法改正法附則第5条第3項の規定に基づき、平成8年10月1日から平成25年10月1日（以下「指定日」という。）の前日までの間に締結した工事請負契約等に基づき施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合は、当該課税資産の譲渡等については改正前の税率（消費税と地方消費税とを合わせた税率は5パーセント）が適用されることとされたところである。

このため、地方整備局（港湾空港関係を除く。）及び北海道開発局の所掌する工事等について、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺憾なきを期するとともに、受注者に対する周知にも留意されたい。

また、消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第2条の規定に基づく地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについては、別途通知する。

記

第1 工事等の取扱いに関する基本的方針

施行日以後に契約を締結する工事等（建設コンサルタント業務等を含む。以下同じ。）の取扱いに関する基本的方針は、次のとおりとする。

(1) 予定価格の決定

消費税（地方消費税を含む。(2)①及び第3を除き、以下同じ。）は、税の転嫁を通じて最終的には発注者等の消費者が負担すべきものであることにかんがみ、予定価格は、別に定める積算基準により消費税を考慮して適正に定めるものとする。

(2) 入札、落札者の決定等の方法

消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、入札、落札者の決定等に当たっては、次の方法によるものとする。

- ① 入札公告、入札説明書又は指名通知書に「落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。」の文言を明記し、入札参加者にその旨を周知するものとする。
- ② 入札書には、事業者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（課税事業者の場合は消費税抜きに相当する金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額）を記載させるものとする。
- ③ 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするものとする。
なお、会計法令上は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が相手方の申込みに係る価格であるので、留意すること。
- ④ 実務上は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第79条に規定する「予定価格を記載し、又は記録した書面」の予定価格が記載された行の下に入札書に記載された金額と比較する価格を「入札書比較価格〇〇円」と記載するものとする。
- ⑤ 随意契約による場合には、①から④までの方法に準じた方法によるものとする。

(3) 工事請負契約書等の請負代金額等の記載方法

工事請負契約書等（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）、「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）の別冊土木設計業務等委託契約書（以下「土木設計業務等委託契約書」という。）、「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）の別冊建築設計業務委託契約書（以下「建築設計業務委託契約書」という。）、「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）の別冊建築工事監理業務委託契約書（以下「建築工事監理業務委託契約書」という。）及び

「発注者支援業務等委託契約書の制定について」(平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号)の別冊発注者支援業務等委託契約書(以下「発注者支援業務等委託契約書」という。)をいう。以下同じ。)においては、契約の相手方が課税事業者の場合についてその取引に課される消費税の額を明らかにするため、請負代金額等(請負代金額及び業務委託料をいう。以下同じ。)に併せて当該取引に係る消費税の額(請負代金額等に108分の8を乗じて得た額)を記載するものとする。この場合において、契約の相手方が課税事業者と免税事業者とで結成された共同企業体の場合の当該取引に係る消費税の額は、甲型にあつては請負代金額等に課税事業者の出資の割合を乗じて得た額に108分の8を乗じて得た額とし、乙型にあつては請負代金額等のうち課税事業者の分担工事額に108分の8を乗じて得た額とする。

なお、消費税の額の算出に当たって1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第2 経過的な工事等に関する取扱い方針

1 平成25年度国庫債務負担行為に基づく契約に係る工事等で、指定日以後に契約を締結するものの取扱いは、次のとおりとする。

(1) 予定価格の決定

第1の(1)によるものとする。

(2) 入札、落札者の決定等の方法及び工事請負契約書等の請負代金額等の記載方法
第1の(2)及び(3)によるものとする。

(3) 前金払、部分払及び出来高部分払の取扱い

平成25年度における前金払、部分払及び出来高部分払には、消費税の税率の改正による消費税の増加分を含まないものとする。

(4) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用に当たっては、消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとする。

2 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担に基づく契約に係る工事等については、1の工事等と同様に取り扱うものとする。

3 指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に引渡し予定の工事等で、指定日以後に行われる設計変更に伴い請負代金額等を増額する場合の当該増額分については、当該設計変更の時期に応じ、第1又は1の規定に準じて取り扱うものとする。

4 指定日以後、施行日の前日までに契約を締結し、施行日の前日までに引渡し予定の工事等で遅延により引渡しが行われるもの取扱いは、次のとおりとする。

(1) 消費税の税率の改正による消費税の増加額分の負担

工期の延長が工事請負契約書第19条から第21条までの規定による場合、履行期間の延長が土木設計業務等委託契約書第19条、第20条又は第22条の規定による場合等工期又は履行期間の延長が受注者の責に帰すことができない事由によりなされる場合は、消費税の税率の改正による消費税の増加額分(免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分)につき請負代金額等を変

更するものとする。

(2) 請負代金額等の変更額

受注者と協議するための請負代金額等の変更額の積算は、次によるものとする。

- ① 受注者が課税事業者の場合は、消費税の税率の改正による消費税の増加額分は、請負代金額等から取引に係る消費税額を除いた金額に100分の3を乗じて得た額とする。
- ② 受注者が免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分は、施行日以後の仕入れ相当額から仕入れに係る消費税額を除いた金額に100分の3を乗じて得た額とする。

(3) 課税事業者、免税事業者の確認方法

受注者が課税事業者であるか又は免税事業者であるかの旨（予定を含む。）の確認は、受注者の届出書及びこれの説明資料によるものとする。

(4) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用に当たっては、消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとする。

(5) 請負代金額等の変更の時期

請負代金額等の変更は、工期又は履行期間を延長するときに行うものとする。

- 5 指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に引き渡される工事等で、受注者が免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分につき請負代金額等を変更するものとする。
- 6 1 から 5 までの規定により難い特別の事情があるものの取扱いについては、別途協議するものとする。

第3 (略)

長野県内の最低賃金のお知らせ

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

長野県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃金」が、平成25年10月19日から時間額713円に改正されました。

この機会に、ぜひ賃金の確認をしてみてください。

なお、対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当などは含まれません。

また、最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援制度（業務改善助成金や相談窓口）がありますので、是非ともご活用ください。

—お問い合わせは—

長野労働局労働基準部賃金室（026-223-0555）

または最寄りの労働基準監督署へ

長野労働局 HP [長野労働局](#) [検索](#)

労働基準監督署名・電話番号	管轄区域
長野労働基準監督署 TEL 026-223-6310	長野市（若穂地区を除く）、千曲市、上水内郡、埴科郡
松本労働基準監督署 TEL 0263-48-5693	松本市（旧梓川村の区域を除く）、安曇野市のうち旧明科町の区域、塩尻市、東筑摩郡、木曾郡
岡谷労働基準監督署 TEL 0266-22-3454	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
上田労働基準監督署 TEL 0268-22-0338	上田市、東御市、小県郡
飯田労働基準監督署 TEL 0265-22-2635	飯田市、下伊那郡
中野労働基準監督署 TEL 0269-22-2105	中野市、須坂市、飯山市、上高井郡、下高井郡、下水内郡、長野市若穂
小諸労働基準監督署 TEL 0267-22-1760	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡
伊那労働基準監督署 TEL 0265-72-6181	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
大町労働基準監督署 TEL 0261-22-2001	大町市、安曇野市（旧明科町の区域を除く）、北安曇郡、松本市のうち旧梓川村の区域

長野県 で働くすべての方へ。

確認しましょう！ 最低賃金

713円 時間額

長野県のこれまでの最低賃金 700円から **13円アップ↑**

[発効日] 平成25年10月19日

※産業によって、特定(産業別)最低賃金が定められているものがあります。

パートやアルバイトなどの
雇用形態にも適用されます！

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。

- 最低賃金額は都道府県ごとに違うことをご存知ですか？
- 賃金は最低賃金額以上になっていますか？
- 使用者は適用される最低賃金額を周知していますか？

スマホ、携帯で調べよう！ 自分の賃金と比べよう！



パソコンでも最低賃金がチェックできます！

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索

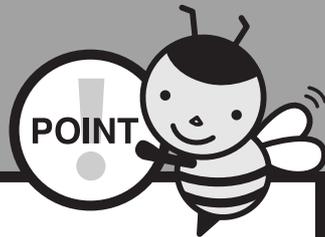
最低賃金に関するお問い合わせは長野労働局または最寄りの労働基準監督署へ



厚生労働省

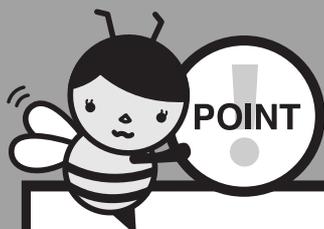
最低賃金制度とは？

POINT



働くすべての人に、賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めており、使用者（事業主）は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



適用される対象者は？

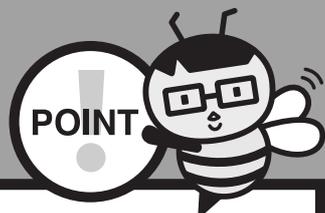
働くすべての人に、適用されます。

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

最低賃金額以上になっているかの

チェック方法は？

POINT



支払われる賃金※と適用される最低賃金額を、以下の方法で比較します。

(1) 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額（時間額）

(2) 日給の場合

日給 \div 1日平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、
日給 \geq 最低賃金額（日額）

(3) 月給の場合

月給 \div 1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

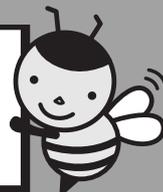
(4) 上記(1)、(2)、(3)の組み合わせの場合

例えば、基本給が時間給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記(1)、(3)の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。





第24回 「全国女性行政書士 交流会 IN さいたま」へ参加して

平成25年7月6日～7日に埼玉県秩父郡長瀬町の【長瀬溪流 花のおもてなし長生館】で開催され、長野会から6名の会員が参加しました。

7月6日13時より長生館にて交流会が開始されました。

講演会は、独協医科大学准教授 木村真三先生による「放射能衛生学」でした。木村先生は、3.11からまもなく、自らの被爆も顧みず、今も福島県二本松で福島県民の健康についてご指導等をされ、また、ご自分でも積極的に、全国に出向かれ今回の被災について具体的にご講義「市民科学養成講座」されていて積極的に活動されている先生です。色々な貴重な体験談の基に講演される内容は、それぞれの会員の心に響き、感銘を受け、これからの力になり被災地に対し何か出来ることがあるのではと深く考えることができました。

つづいて東北被災地体験報告を数名の会員からの話があり、限られた時間の中では、語りつくせない内容で、震災被害をもっと身近に感じた思いがし、風化してはいけないと再認識しました。

その後、例年では、専門分野にわかれ分科会をしていましたが、今回は、全国で活躍している会員の先生をパネラーにし「女性行政書士の夢と未来とあるべき姿」「女性の行政書士」としての「夢」と「未来のあるべき姿」をコンセプトにⅠ医療法人、Ⅱ後見人、Ⅲ入管関係、Ⅳ社会貢献、Ⅴその他のテーマに少時間の講演を頂、参加者全員による意見交換をしました。パネラーの皆さんがしっかりした意見と考えを持っていらっしゃる事、そして実績を拝聴し、ただただ感心するのみでしたが、明日への希望と力になり感動しました。



さて2日目の7月7日は、長瀬溪流ライン下りを楽しませていただきました。流暢な船頭さんの話を聞き、また水しぶきも乙なものでした。歴史ある有隣クラブガーデンハウスで昼食をし、宝登山神社を見学、全員そろって「これからのいやさか」を願いお払いを受けました。最後に「SLパレオエクスプレス」でSLに乗り幼き日の頃を思い出し懐かしく感じました。

今回の交流会を企画、実行していただいた、埼玉会の皆様の細部まで行き届いたおもてなしに深く感謝し、充実した気持ちで交流会参加が終えることができました。

行政書士 竹瀬 広美



25長行第132号
平成25年10月28日

会 員 各 位

長野県行政書士会
会長 山崎 隆二

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の様式改訂に伴う
無償差し替え等の取扱いについて(通知)

このたび日本行政書士会連合会では、職務上請求書の偽造・不正使用事件を受けて、「新たな偽造防止策を追加した職務上請求書」を作成しました。(別紙新様式職務上請求書の見本参照)

この様式改訂に伴い、現行様式の職務上請求書から新様式の職務上請求書への無償差し替えを実施いたします。

無償差し替えについては、下記により執り行うことといたしましたので、取り扱いに遺憾のないように願います。

記

1 現行の職務上請求書の使用について

現行の職務上請求書は、平成26年4月1日以降も一応使用は可能ですが、職務上請求書の偽造・不正使用等を防止するための措置ですので、市町村窓口でのトラブルを避けるため、下記の期間内での差し替えにご協力ください。

2 新様式の職務上請求書への交換について

(1) 旧様式から新様式への無償交換期間は、平成25年12月1日から平成26年3月31日(事務局必着)となります。

(2) 無償交換の対象となる職務上請求書は次のとおりです。

現行様式(払い出し番号「No.12-*****」のみ無償交換対象)で
未使用の職務上請求書または一部使用済みの職務上請求書のみ

(3) 無償交換を希望される会員は、前記(1)の期間中に、次の書類を本会事務局まで送付して下さい。

- a 未使用職務上請求書または一部使用済職務上請求書
- b 「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」購入申込書(様式第2号)
(必要事項を記入し職印を押印してください。)
- c 誓約書(様式第3号)
(必要事項を記入し職印を押印してください。)

長野県行政書士会 〒380-0836 長野市南県町1009番地3
--

※購入申込書等様式は、本会ホームページからダウンロードできます。

長野県行政書士会ホームページ：<http://www.nagano-gyosei.or.jp>

IDとパスワードがご不明の方は、本会事務局(Tel.026-224-1300/Eメール gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp)へお問い合わせ下さい。

3 費用その他

- (1) 交換に伴う送料は、各会員でご負担願います。
(新旧様式を送付する際に、郵便払込取扱票を同封します。)
- (2) 全て使用済みの職務上請求書は、1冊800円(送料実費)で、従来どおりの手続きで購入して下さい。
- (3) 交換の事務処理が集中する恐れがあり、新たな職務上請求書が届くのに時間がかかる場合がありますので予めご了承下さい。

①彩文

②ヒドンワード
(コピー機で複写すると、「無効」の文字が浮き上がります。)

③セキュリティライン

No. 13 -

戸籍謄本(戸籍法第10条の2第3項)
等職務上請求書
住民票の写し(住民基本台帳法第12条の3第2項)

長殿 平成 年 月 日

請求の種別	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 除籍 <input type="checkbox"/> 原戸籍 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 除票 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票 <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書	謄本・抄本の写し 通
本籍・住所 (1)		
筆頭者の氏名 世帯主の氏名 (2)		
請求に係る者の氏名・範囲 (3)	フリガナ 氏名	範囲
住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項 (4)	<input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 世帯主の氏名及び世帯主との続柄 <input type="checkbox"/> 本籍又は国籍・地域 <input type="checkbox"/> その他()	
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項	
戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務を遂行するために必要な場合 (5)	業務の種類:	
	依頼者の氏名又は名称: 依頼者について該当する事由 <input type="checkbox"/> 権利行使又は義務履行 <input type="checkbox"/> 国等に提出 <input type="checkbox"/> その他正当な理由 上記に該当する具体的事由:	
提出先又は提出先がない場合の処理 (6)		
請求者 (7) 事務所所在地 事務所名 行政書士氏名	行政書士会所属	
登録番号及び電話番号 (8)	登録番号 第 号	電話番号 - -
補助者 事務所所在地 氏名	印	

行政書士用

日本行政書士会連合会統一用紙
03 (3476) 0031

⑤パール印刷
(透明インキで印刷されており、傾けると、模様が浮かびます。)

④透かし
(行政書士(コスモス)マークが透けて見えます。)

平成 年 月 日

行政書士会
会 長 殿

登録（法人）番号 :
支 部 :
氏 名（法人名称）:

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」

購 入 申 込 書

1. 購入部数（いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。）

1 冊	2 冊	3 冊以上	() 冊
			備考：所属する社員行政書士の数 () 名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類（主たる取扱い業務を明記すること。）

3. 添付書類（添付するものに○をつけること。）

① 誓約書

② 使用済み職務上請求書の控え

<添付しない場合の理由>

- ・初回の購入申込み
- ・紛失 その他（顛末書により詳細な理由を記載すること）

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓 約 書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約

- (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
- (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
- (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
- (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
- (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
- (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
- (3) 私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

- (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
- (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日 付	平成 年 月 日	所属単位会	会
登録（法人）番号		会員番号	
氏名（法人名称）	職印		

<以下、単位会記入欄>

払出し管理番号	
---------	--

行政書士法制定60周年記念DVDの注文

行政書士のPR用DVDの注文を受け付けます。地域の福祉活動に又ご自分の職域の確保に、「相続」が「争族」にならないようにとわかり易い内容となっています。

申し込みは、1部1,000円、送料は別となります。

(FAX 026-224-1305)



1部 1,000円
(送料 別)

----- 申 込 書 -----

_____ 支 部 _____

氏 名 _____

_____ 部購入 (送料は自己負担) _____

行政書士PR用パンフレットの注文

行政書士のPR用パンフレットの注文を受け付けています。名刺と共に、又名刺代わりにご活用頂きたいと思えます。申し込みは、100部単位で、1部は15円とします。(FAX 026-224-1305)

----- 申 込 書 -----

_____ 支 部 _____

氏 名 _____

_____ 部購入 (送料は自己負担) _____



幹 旋 物 一 覧 表

品 名	価 格	備 考
書 類 作 成 印	2,600円	
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,550円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,550円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新 会 社 法 パ ー ト 2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

会 議 報 告

□支部運輸交通部会長会議

- 1 と き 平成25年7月16日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 坂本副会長、小林部長、北原副部長、大野部員、中山、帯刀、矢亀、昼神、安藤、岡部各部長
- 4 会議事項
 - (1) 各専門部会の課題と本会に対する要望
 - (2) その他

□保健生活安全部担当者会議

- 1 と き 平成25年7月18日(木)
- 2 と ころ 松本市、松本支部事務局
- 3 出 席 者 吉田副会長、和田部長、柳澤副部長、福井部員、常磐、細田、太田、原田、廣瀬各担当者
- 4 会議事項
 - (1) 事業計画について
 - (2) 業務上の課題
 - (3) その他

□市民法務部会

- 1 と き 平成25年7月22日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、佐藤副会長、小野部長、二瓶副部長、大塚部員
- 4 会議事項
 - (1) 金融機関との連携
 - (2) リーガルマインドを養うための研修会の開催
 - (3) 無料相談会の実施
 - (4) その他

□正副会長会

- 1 と き 平成25年7月22日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、坂本、佐藤、山本各副

会長

- 4 会議事項
 - (1) 年間主要事業について
 - (2) 国交省補助事業の進め方について
 - (3) 日行連、関地協について
 - (4) その他

□税理士会総会

- 1 と き 平成25年7月22日(月)
- 2 と ころ 長野市、ホテルメトロポリタン長野
- 3 出 席 者 山崎会長

□農林・建設部会

- 1 と き 平成25年7月23日(火)
- 2 と ころ 松本市、あがたの森文化会館
- 3 出 席 者 山崎会長、坂本副会長、若林農林部長、石川同副部長、小島同部員、香坂建設部長、原田同副部長、仲村同部員
- 4 会議事項
 - (1) 連絡会議の準備等について
 - (2) その他

□支部農林・建設部会長連絡会議

- 1 と き 平成25年7月23日(火)
- 2 と ころ 松本市、あがたの森文化会館
- 3 出 席 者 山崎会長、坂本副会長、若林農林部長、石川同副部長、小島同部員、香坂建設部長、原田同副部長、仲村同部員、小泉、上島、北原、東谷、熊谷、石井、金井、原、酒井、高野、良川各支部農地・建設部会長
- 4 会議事項
 - (1) 支部農林建設担当部会の状況及び要望事項について
 - (2) 本会農林部及び建設部の事業計画について

(3) その他

住宅セーフティネット基盤強化 推進事業事前説明会・研修会

- 1 と き 平成25年7月29日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、萩原委員長、深澤副委員長、小林委員、会員17名

総務部会

- 1 と き 平成25年7月29日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、山本部長、日野副部長、関、竹淵、河西、高田各部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成25年度事業計画について
 - (2) コンプライアンス研修の実施について
 - (3) 懇親会
 - (4) その他

企画研修部会

- 1 と き 平成25年7月30日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤、山本各副会長、白井副部長、永村部員
- 4 会議事項
 - (1) 法定業務研修について
 - (2) 年間計画について
 - (3) その他

社会保険未加入対策の推進等に関する説明会

- 1 と き 平成25年7月31日(水)
- 2 ところ さいたま市、さいたま新都心合同庁舎
- 3 出席者 香坂建設部長

国際部・長野支部国際部会共催 研修会

- 1 と き 平成25年8月1日(木)
- 2 ところ 長野市、会館

3 出席者 吉田部長、赤羽副部長、三浦部員、
会員25名

- 4 研修内容・講師
国際業務の基礎的知識の習得
講師：本会国際部副部長 赤羽康志先生

保健生活安全部会

- 1 と き 平成25年8月2日(金)
- 2 ところ 諏訪市、諏訪支部事務局
- 3 出席者 吉田副会長、和田部長、柳澤副部長、福井部員
- 4 会議事項
 - (1) 研修会の打ち合わせ
 - (2) 窓口業務の課題について
 - (3) その他

広報部会

- 1 と き 平成25年8月2日(金)
- 2 ところ 松本市、松本支部事務局
- 3 出席者 佐藤副会長、蟹澤部長、林副部長、田嶋、東谷、宮島、天野、大前各部員
- 4 会議事項
 - (1) 会報121号について
 - (2) 広報月間について
 - (3) 看板について各支部からの報告
 - (4) ATF との協議報告
 - (5) 印刷業者との協議報告
 - (6) ラジオ放送について
 - (7) その他

ADR 手続実施者養成研修・民法 講座

- 1 と き 平成25年8月9日(金)
- 2 ところ 松本市、信州大学経済学部
- 3 出席者 萩原委員長、深澤副委員長、小林委員、手続実施者任命者14名、会員10名
- 4 研修内容・講師
貸借契約での原状回復と敷金の関係
講師：信州大学大学院法曹法務研究所 池田

秀敏教授

□保健生活安全全部研修会

- 1 と き 平成25年 8月22日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、吉田副会長、和田部長、
柳澤副部長、福井部員、会員15名
- 4 研修内容・講師
 - (1) 風俗営業・営業所調査上の注意点
講師：県風俗環境浄化協会東北信担当調査
員 関弘様
 - (2) 風俗営業許可申請上のポイント
講師：和田部長、柳澤副部長

□正副会長会

- 1 と き 平成25年 8月23日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田
各副会長
- 4 会議事項
 - (1) 本会の事業の推進について
 - (2) その他

□暴力団等排除対策委員会

- 1 と き 平成25年 8月23日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 正副会長、各支部長
- 4 会議事項
 - (1) 委嘱状交付
 - (2) 情報交換

□支部長会

- 1 と き 平成25年 8月23日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 正副会長、各支部長
- 4 会議事項
 - (1) 平成25年度の本会事業の推進について
 - (2) その他

□支部環境部会長連絡会議

- 1 と き 平成25年 8月23日(金)

- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 佐藤副会長、清水部長、中山副部
長、平賀部員、柳澤、常盤、熊谷、
小野、廣瀬各部長
- 4 会議事項
 - (1) 各支部の事業計画について
 - (2) 環境関係の業務上の課題について
 - (3) その他

□環境部会

- 1 と き 平成25年 8月23日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 佐藤副会長、清水部長、中山副部
長、平賀部員
- 4 会議事項
 - (1) 各支部の事業計画・要望等について
 - (2) 今後の事業実施計画について
 - (3) その他

□県国際課主催外国籍県民キー パーソン・ネットワーク会議

- 1 と き 平成25年 8月25日(日)
- 2 と ころ 上田市、市民プラザ・ゆう
- 3 出 席 者 吉田国際部長

□各支部法規監察関係担当者会議

- 1 と き 平成25年 8月26日(月)
- 2 と ころ 松本市、松本支部事務局
- 3 出 席 者 山崎会長、石井部長、下井副部長、
石丸部員、佐藤、小林、河西、宮下
各担当者
- 4 会議事項
 - (1) 平成25年度の法規監察部の活動について
 - (2) 各支部における意見・要望について
 - (3) その他

□国際部会

- 1 と き 平成25年 8月27日(火)
- 2 と ころ 諏訪市、ホルツはつしま
- 3 出 席 者 吉田部長、赤羽副部長、三浦部員
- 4 会議事項

- (1) 9月、10月、11月開催の研修会について
- (2) その他

□保健生活安全部研修会

- 1 と き 平成25年8月29日(木)
- 2 と ころ 塩尻市、えんぱーく
- 3 出席者 和田部長、柳澤副部長、福井部員、
会員16名
- 4 研修内容・講師
風俗営業許可申請等
講師：県風俗環境浄化協会担当者

□関地協国際業務連絡会

- 1 と き 平成25年8月29日(木)
- 2 と ころ 東京都、行政書士会館
- 3 出席者 吉田国際部長
- 4 議 題
 - (1) 平成25年度予算および事業計画について
 - (2) 法務省東京入国管理局での無料相談会開催について
 - (3) 研修会開催について
 - (4) その他

□国際部研修会

- 1 と き 平成25年9月6日(金)
- 2 と ころ 上田市、上田市勤労者福祉センター
- 3 出席者 吉田部長、赤羽副部長、三浦部員、
会員10名
- 4 研修内容・講師
行政書士申請取次実務研修会(効果測定対策)
講師：国際部員

□綱紀委員会

- 1 と き 平成25年9月12日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 村上委員長、小林副委員長、寺島
職務代理者、神津、和田、赤羽、
土屋各委員
- 4 会議事項
 - (1) 会長からの苦情案件の対応について

- (2) その他

□高玉功稔氏旭日雙光章受章記念 祝賀会

- 1 と き 平成25年9月14日(土)
- 2 と ころ さいたま市、浦和ワシントンホテル
- 3 出席者 山崎会長

□関地協会長会議

- 1 と き 平成25年9月18日(水)
- 2 と ころ 東京都、行政書士会館
- 3 出席者 山崎会長
- 4 会議事項
 - (1) 日行連と関東地方協議会との連絡会について
 - (2) 各業務連絡会の運営について
 - (3) その他

□弁護士会との協議

- 1 と き 平成25年9月19日(木)
- 2 と ころ 長野市、弁護士会館
- 3 出席者 正副会長、荻原委員長、深澤副
委員長、小林委員
- 4 内 容 ADRセンター運営における弁
士との協定について

□理事会

- 1 と き 平成25年9月20日(金)
- 2 と ころ 長野市、行政書士会館
- 3 出席者 山崎会長、佐藤、山本、吉田各副
会長、荻原、日野、関、赤羽、
宮島、深澤、小野、石井、臼井、
和田、小林、蟹澤、高田各理事、
河西、田中、小畑各監事、茨木選
挙管理委員長、若林、香坂、清水
各部長
- 4 会議事項
 - (1) 長野県行政書士会会長選任規則の改正について
 - (2) 広報月間の取組について

- (3) 各部の事業進捗状況及び今後の取組について
- (4) 支部交付金の見直しについて
- (5) 綱紀案件について
- (6) その他

□神奈川会国際部主催入管実務研修会

- 1 と き 平成25年9月24日(火)
- 2 ところ 横浜市、神奈川県民ホール
- 3 出席者 吉田部長、赤羽副部長、三浦部員
- 4 演 題 新たな在留管理制度施行後1年－実務上の留意点

□環境部研修会

- 1 と き 平成25年9月25日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、清水部長、中山副部長、平賀部員、会員44名
- 4 研修内容・講師
 - (1) 産業廃棄物収集運搬業許可申請の実務
講師：清水博環境部長
 - (2) 経営分析の手法
講師：平賀義教環境部員

□一日合同行政相談

- 1 と き 平成25年9月25日(水)
- 2 ところ 長野市、ながの東急百貨店
- 3 出席者 小林、小島各会員

□総務部会

- 1 と き 平成25年9月27日(金)
- 2 ところ 長野市、弁護士会館
- 3 出席者 山崎会長、山本部長、日野副部長、関、竹淵、河西、高田各部員
- 4 会議事項
 - (1) コンプライアンス研修について
 - (2) 支部交付金の見直しについて
 - (3) 職務上請求書の偽造防止強化策導入について
 - (4) その他

□ADR 研修会

- 1 と き 平成25年9月27日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原委員長、深澤副委員長、小林委員、手続実施者任命者15名
- 4 研修内容・講師
 - (1) 4分野の基礎知識「国際(外国人)関係」
講師：赤羽康志先生
 - (2) 4分野の基礎知識「自転車事故関係」
講師：大野征也先生
 - (3) ロールプレイ

□外国籍県民等のための行政相談会

- 1 と き 平成25年9月29日(日)
- 2 ところ 上田市、上田市民会館
- 3 出席者 吉田部長

□関東財務局長野財務事務所主催「金融庁の業務説明及び意見交換会」

- 1 と き 平成25年10月2日(水)
- 2 ところ 長野市、長野第2合同庁舎
- 3 出席者 小野市民法務部長、大塚同部員

□法規監察部会

- 1 と き 平成25年10月4日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、石井部長、下井副部長、石丸部員、山本長野支部長
- 4 会議事項
 - (1) 監察事案について
 - (2) その他

□市民法務部会

- 1 と き 平成25年10月8日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、小野部長、二瓶副部長、大塚部員
- 4 会議事項
 - (1) 金融機関との連携について
 - (2) 研修会の打ち合わせ

(3) 無料相談会について

(4) その他

□関地協建設・運輸・環境業務連絡会

- 1 と き 平成25年10月10日(木)
- 2 ところ 東京都、合同相談センター
- 3 出席者 香坂建設部長、小林運輸交通部長、清水環境部長

□一日合同行政相談

- 1 と き 平成25年10月10日(木)
- 2 ところ 上田市、上田駅前ビル「パレオ」
- 3 出席者 諸野脇、高井各会員

□国際部研修会

- 1 と き 平成25年10月11日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田部長、赤羽副部長、三浦部員、会員34名
- 4 研修内容・講師
 - (1) 帰化申請について
講師：長野地方法務局戸籍課 関孝志 課長
 - (2) あたらしい在留管理制度スタートから1年留意点など
講師：東京入国管理局長野出張所 中井賢一 所長

□法規監察部会

- 1 と き 平成25年10月16日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 石井部長、下井副部長、石丸部員、

小林、原田各会員

4 会議事項

- (1) 監察事案について
- (2) その他

□行政書士試験実施に係る打ち合わせ会議

- 1 と き 平成25年10月18日(金)
- 2 ところ 長野市、サンパルテ山王
- 3 出席者 山崎会長、山本、坂本、佐藤各会場責任者、各試験監督員、各試験本部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成25年度行政書士試験合同会議
 - (2) 平成25年度行政書士試験会場別会議
 - (3) その他

□理事会及び部長会

- 1 と き 平成25年10月18日(金)
- 2 ところ 長野市、サンパルテ山王
- 3 出席者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田各副会長、萩原、日野、関、赤羽、二瓶、深澤、小野、石井、白井、小林、蟹澤、高田各理事、河西、小畑各監事
- 4 会議事項
 - (1) 苦情事案等処理要領の改正について
 - (2) 支部交付金の見直しについて
 - (3) 顧問の承認について
 - (4) 県への要望事項について
 - (5) 綱紀案件について
 - (6) その他

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者— 個人会員

所属支部	入会登録年月日	氏名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録年月日	氏名	事務所 (市町村名のみ)
松本支部	25. 7. 15	杉本 満	松本市	上田支部	25. 7. 15	今井 正明	上田市
飯田支部	25. 7. 15	中山 卓治	飯田市	佐久支部	25. 7. 1	中山 房枝	北佐久郡御代田町
飯田支部	25. 8. 15	小松 公栄	下伊那郡阿智村	松本支部	25. 10. 2	堀田 忠彦	安曇野市
飯田支部	25. 10. 2	長沼 昌司	下伊那郡高森町	長野支部	25. 10. 2	氷熊 悦夫	千曲市

—退会者—

所属支部	氏名	退年月日	所属支部	氏名	退年月日	所属支部	氏名	退年月日
諏訪支部	寺島 博夫	25. 7. 10	松本支部	伊東 成雄	25. 7. 22	松本支部	佐橋 英治	25. 7. 30
上田支部	櫻井あさ子	25. 7. 31	長野支部	山口才止夫	25. 8. 31	諏訪支部	山田 弘	25. 8. 31
北信支部	辻永 健策	25. 8. 31	松本支部	木次 正勝	25. 8. 28	長野支部	西山 治雄	25. 9. 3
諏訪支部	長崎 敬吉	25. 9. 15	長野支部	山田 和子	25. 9. 17	長野支部	青木袈裟昭	25. 9. 30
松本支部	三原三千雄	25. 9. 30	飯田支部	伊東 憲一	25. 10. 8			

法人会員

行政書士法人柳澤会計（事務所 茅野市本町西1番40号）・成立年月日 H 25. 9. 2

元理事葛城嘉光先生逝く

平成11年から平成13年まで、理事として本会の運営に尽力された葛城嘉光先生が、平成25年9月17日お亡くなりになりました。
先生の突然の逝去に対し、謹んでご冥福をお祈りいたします。

編 集 後 記

山崎会長の2期目となる体制がスタートして5か月が経ちます。
きめ細かい対応を考慮して、各専門部も少数ながら専門特化しての新体制となりました。
これにより、本会与支部との連携が今まで以上に活発化すると思われまます。
外側に目を向けましても、国内は基より国際社会においても目まぐるしく情勢が移り変わっております。

こうした潮流に乗ることができますよう、長野会を盛り立てていきましょう。

（広報副部長 林 辰幸）

発行所	長野県行政書士会		
	〒380-0836 長野市南県町1009-3		
	TEL 026 (224) 1300	FAX 026 (224) 1305	
	ホームページ	http://www.nagano-gyosei.or.jp	
	メールアドレス	gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp	
発行者	会 長	山崎 隆二	
編集者	広報部長	蟹澤 幸子	
		印刷	三和印刷(株)